

(2) 仕様書等との差異

(1)で提案された維持管理業務計画について、札幌市が示す維持管理業務特記仕様書及び維持管理基準表と比較して、内容及び数量等に差異があれば、示してください。

(2) 仕様書等との差異

(2)－1 維持管理業務特記仕様書との差異

① 門扉及び休憩施設の開放期間・時間

駐車場開放期間に合わせて休憩施設を開放し、利便性を向上させるため、次表のとおり期間を変更することを提案します。

施設名	開放期間	開放時間	特記事項
東側サービス棟	4/29～11/3	9:00～17:00	休憩施設
フィールドハウス	4/29～11/3	9:00～17:00	テニス利用期間開放



施設名	開放期間	開放時間	特記事項
東側サービス棟	<u>4/10～11/20</u>	<u>4/10～11/3</u> <u>9:00～19:00</u> (4/19までは17時まで) <u>11/4～11/20</u> <u>9:00～16:30</u>	休憩施設 ※ 11/4～20は日没時刻に応じて短縮
フィールドハウス	<u>4/16～11/3</u> <u>11/4～11/20</u>	9:00～17:00 9:00～16:30	テニス利用期間開放 ※ 11/4～20は日没時刻に応じて短縮

② 有料施設の利用時間・期間

レンタサイクル及び陸上競技場については次表のとおり利用時間を変更し、利用機会を増やすことを提案します。なお、スポーツ施設（テニスコート、陸上競技場）の開放及び閉鎖時期については、その年の天候状況及びグラウンドコンディションを確認しながら、札幌市と協議の上で時期を決定します。

施設名	特記仕様書	提案
レンタサイクル	4/29～11/3 9:00～16:00	4/29～10月中旬 9:00～ <u>17:00</u>
		10月中旬～11/3 9:00～16:00
陸上競技場	土日祝のみ 1日4時間まで	土日祝のみ 1日 <u>7時間</u> まで

㊦ モエレビーチの水質検査回数

モエレビーチは、毎年 9 月上旬の土曜日開催の「モエレ沼芸術花火」に伴い、当該施設の衛生維持管理のため、札幌市と協議の上、花火大会開催前に開放を終了しています。それに伴い、毎月 1 回実施するモエレビーチの水質検査について、6 月から 9 月の開放期間中約 30 日ごとに 1 回（合計 3 回）とします。

施設名	業務内容	特記仕様書	提案
モエレビーチ	水質検査	6 月～9 月の 4 回	6 月～9 月の約 30 日ごとに 1 回（合計 3 回）

（２）－２ 維持管理基準表との内容・数量の差異

当協会の管理運営経験を生かし、現在の生育状態を踏まえて、草刈回数について管理基準の変更を提案します。維持管理基準表との差異は、次のとおりです。

園路及び芝生管理区域								
区域名	面積 (㎡)	基準表の回数			提案する回数			
		トラクターモア	自走モア	刈払機	ハンマー ナイフモア	トラクターモア	自走モア	刈払機
外周園路	—			0				1
中央園路（西東含）	—			0				1
外周サイクリング 園路	—			0				1
モエレ山山麓及び 山麓園路廻	20,360		1		2	(2)		
シンボリックゾーン	—	29				28		

- ・園内アスファルト園路（延長約 9km×2）部分の縁石周りは経年劣化により雑草が繁茂し不快な印象があるため夏期に刈払い機等により除草します。
- ・モエレ山芝地の一部モエレ山山麓及びモエレ山山麓園路廻りは、散歩エリア拡大のため、ハンマーナイフモアやトラクターモア等で草刈りします。
- ・シンボリックゾーンの刈込みは、毎月 4 回を毎週 1 回に変更します。

(3) 防災業務計画

防災業務の実施方針、防災業務の役割分担、防災訓練の予定、事故等への対応方法、消防法への対応の内容について年度別の実施方法を含めて具体的に示してください。

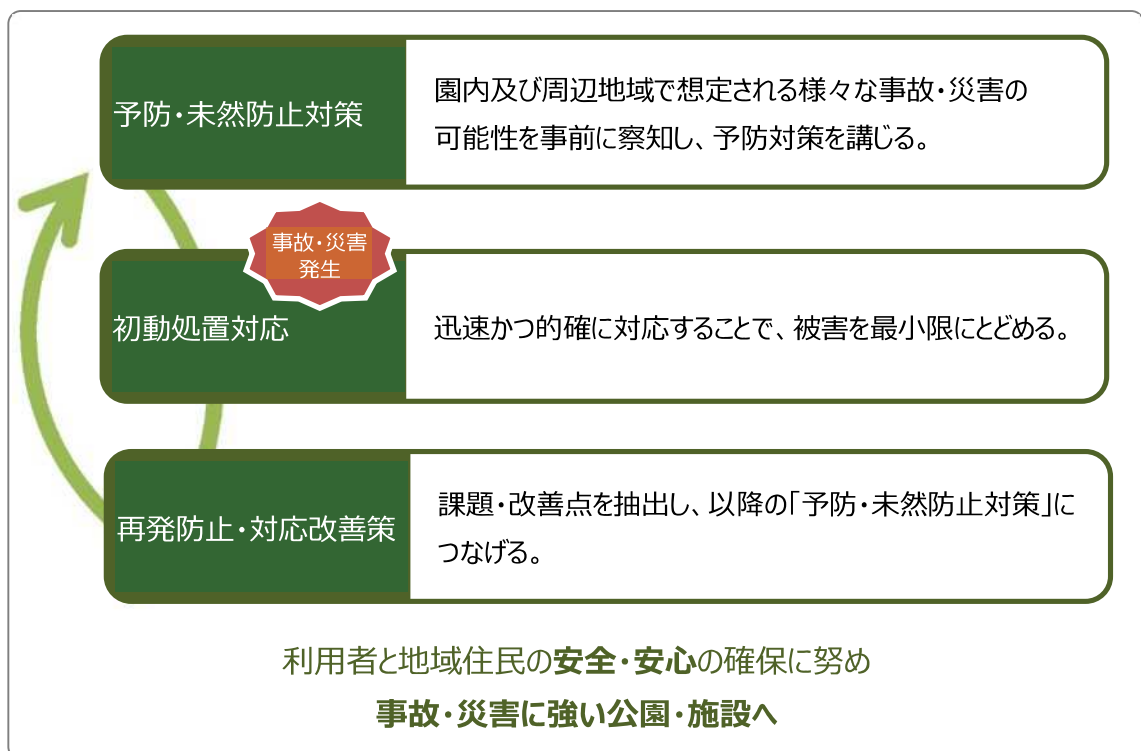
(3) 防災業務計画

(3) - 1 防災業務の実施方針及び役割分担

防災業務の実施方針

当協会では、危機管理対策・対応を「予防・未然防止対策」、「初動処置対応」、「再発防止・対応改善策」の3段階に分け、各段階において個別具体の対策を行い、公園利用者と地域住民の安全・安心の確保に努め、事故・災害に強い公園・施設を目指します。

当公園は災害発生時の一時避難場所としての役割を持つため、公園の特性を十分に踏まえ、次に記述する体制・対策・対応を講じます。



防災業務の役割分担

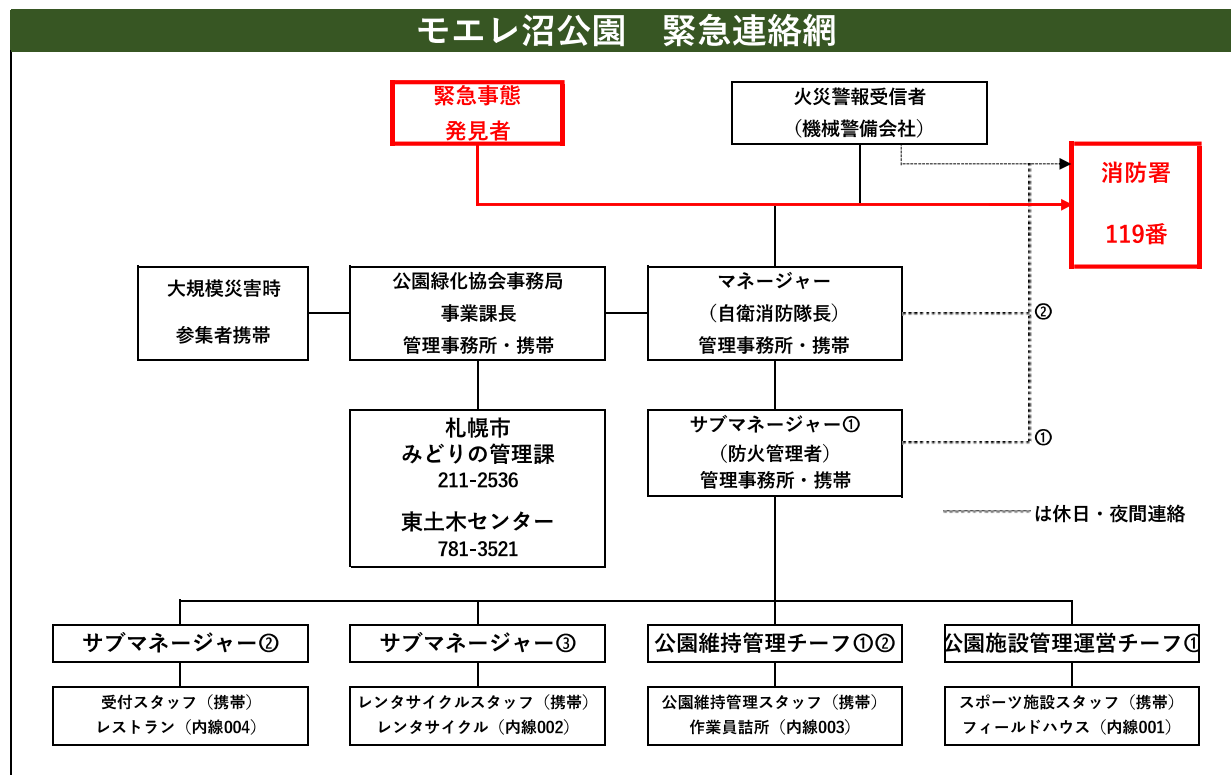
次ページの「自衛消防隊の編成と役割分担」に基づいて火災時に求められる役割と手順を全スタッフがあらかじめ把握し、当公園で火災が発生した際には、自衛消防隊長の指揮により効率よく的確に対応します。

その他の災害・事故発生の際は、「災害時対応フロー」(P.92)に沿って行動し、「モエシ沼公園緊急連絡網」(P.87)により迅速な連絡を行います。また、夜間・休日等にも速やかに参集できるよう、携帯電話や電子メール等による連絡体制を整えます。

また、交通障害を伴う大規模な災害においては、当公園スタッフが直ちに参集できない事態も想定されることから、その場合は、当公園の比較的近くに居住する当協会スタッフが参集し、緊急対応の体制を整えます。

モエレ沼公園 自衛消防隊の編成と役割分担





(3) - 2 防災訓練計画

以下のとおり防災訓練等を行うとともに、緊急時の対応フロー等を整備してスタッフの役割や連携を確認し、いざという時の対応に万全を期します。

① 訓練と教育

- a 火災、台風、地震及び河川増水等を想定した、自衛消防隊による緊急時対応の消防訓練を、夏・冬の年2回行います。
- b スタッフの新規採用時には AED の操作方法を含む普通救命講習を受講させ、修了したスタッフについては、3年に1度の再教育講習を行います。



自衛消防隊による消防訓練

② 公園スタッフ間の連携

- a 当公園での事故及び災害発生時において誘発される事態を予測し、対応・行動イメージをシミュレーションすることができるよう、緊急連絡網、緊急時連絡系統及び対応フロー、災害時対応フロー、緊急事態対応手順書を備えます。
- b 防災に関わる取組においては、マネージャーの指揮の下、ガラスのピラミッドほか各施設スタッフ、維持管理作業スタッフが効率よく連携して対応します。また、緊急時に適切な対応が取れるよう、上記①の訓練等のほか、毎朝のミーティングなどを活用して適時確認します。

(3) - 3 事故等への対応方法

予防対策

当公園及び周辺で発生する可能性のある事故・傷病として、園路等における利用者の転倒・転落事故、駐車場内での事故、火災や地震等の災害による事故、枝等の落下物による事故のほか、夏場の熱中症、スズメバチなどの危険生物による被害、野鳥やマダニなどの生物を媒介とする感染症等の病気の発生も想定して対応します。

① 情報収集と共有

- a 事故情報や事故の予防に関する情報については、国、道及び札幌市からの通知をしっかり確認するとともに、インターネット上やマスコミの情報を収集し、当公園に係る場合には、それらの情報を分かりやすくホームページや園内に掲示し、事故の未然防止に努めます。
- b 台風のように、進路や時間の経過によって状況が大きく変化する事態に関しては、気象情報、札幌市危機管理対策室の発信情報等を収集し、被害を最小限に抑えるよう努めます。
- c 公園内で予想される危険についての情報を掲載したハザードマップ（夏期・冬期）を作成し、ホームページのほか建物内に掲示して利用者に周知します。また、ハザードマップの内容は、施設点検や日常巡視を踏まえた最新の情報に適時更新するとともに、来園者の声を積極的に反映します。



モエレ沼公園・ハザードマップ（令和4年8月現在 夏期版）

- d 当公園はもとより、当協会が管理する他の公園でのヒヤリ・ハット事例集も共有・活用し、維持管理作業や利用者の案内等に反映させ、安全・安心の確保に努めます。
- e 業務中の熱中症予防対策として、危険が予想される日には、熱中症指標計付きデジタル温湿度計を活用してスタッフや利用者への注意喚起を行います。

② 巡視点検等による早期発見・改修

- a 日常の巡視点検においては、ガラスのピラミッド等の建物、噴水等親水施設、園路、遊具等の設置工作物の状態を確認し、破損箇所・異常箇所の早期発見に努めます。
- b 建物や設置工作物等の定期点検・保守管理に加え、春（４月）・初冬（１１月）など公園の利用形態が変わる時期には、園内点検等を重点的に行い、利用者の安全・安心の確保に努めます。
- c 修理・改修が可能な場合は直ちに行い、大規模な改修等が必要な場合は札幌市に報告・協議を行うとともに、必要に応じて使用禁止・立入禁止とし、利用者の安全を確保します。
- d 台風による強風や大雨、地震発生時及び大雪等に際しては、必要に応じて随時巡視を行い、危険箇所の発見に努め、被災を最小限に抑えます。
- e 公園内で不審物を発見した場合は、必要に応じて警察、消防等に連絡し対処します。

③ 連絡体制の確立

- a 「緊急時連絡系統及び対応フロー」（P.25）の内容を当公園のスタッフに周知し共有を図ることで、札幌市、管轄の警察署・消防署、近隣病院、電気・水道・下水などの関係機関や修理関連事業者等に対し、迅速な連絡・支援要請が行える体制を整えます。
- b 大規模な事故又は災害の発生時には、「緊急連絡網」（P.87）や電子メール等によりスタッフが迅速に参集し、対応します。

④ 諸機材等の配備

- a AED のほか、担架・消火器・救護備品等を管理事務所等に配備するとともに、緊急連絡先等と併せて掲示し、必要時に迅速な処置・対応を行えるようにします。また、AED のバッテリーやパッド、消火器など有効期限があるものについては、その旨を表示するとともに期限前に更新し、常に使用できる状態を保ちます。
- b 台風、地震などの災害に備え、必要となる下記の資材等を確保しており、定期的に確認して補充・更新します。

水電池（水を入れると使用できる電池・100 本程度）、ラジオ、LED 懐中電灯、ヘッドライト、ライター・マッチ、拡声器、セーフティーコーン、ロープ等

初動対応

① 負傷者等の救護・処置

- a 負傷者や病人が発生した場合は、その救護を最優先に、スタッフが応急措置を行い

ます。また、必要に応じて、消防署への通報や病院への搬送補助を行い、家族等へ連絡します。

- b 警報等が発令され、災害の発生が想定される場合には、「災害時対応フロー」(P.92)に基づき、状況に応じて「災害対策本部」を当協会事務局又は当公園内に設置し、関係各所への連絡と当協会への応援要請を迅速に行います。
- c 新型コロナウイルスによる感染症の流行拡大が予想される際には、公園利用について札幌市の指示に従い対応します。また、感染拡大予防策として、手指の消毒用薬剤を建物入口、水石けんをトイレ等に配備するほか、ソーシャルディスタンス確保等の周知に努めます。また、感染者への対応に備えて、スタッフ用のサージカルマスク・ゴム手袋を用意します。
- d 災害発生時には、飲料メーカーとの協定により設置する災害対応型自動販売機やレストランの在庫も活用し、避難者に飲料を無償提供します。
- e 大気中のPM2.5の濃度が基準値を超えて警報が発令された場合は、ホームページや掲示板等を使用し、公園利用者に速やかな情報発信を行います。

② 避難・誘導

- a 自然災害（台風、大雨、洪水、大雪、暴風等）については、インターネット等で最新の気象情報を随時収集し、公園利用者の安全を最優先として、適宜園内を巡回し、避難誘導を行います。また、強風で飛ばされる危険性のある看板等の撤去・固定や、倒木・落枝が想定される区域への立入禁止など必要な措置を講じます。
- b 万一、建物で火災が発生した場合は、公園スタッフが利用者を迅速に安全な場所へ避難誘導します。

③ 洪水時の一次雨水貯水機能の活用

当公園周辺は過去に幾度も洪水被害を受けてきました。このため、モエシ沼は北海道開発局の伏古川総合治水事業の一環として浚渫工事が行われ、園内を含めて 192 万トンの一次雨水貯留地となっています。

大雨などの洪水災害が予測される場合には、この貯水機能を発揮するため、公園管理者が園内排水の樋門、樋管を操作して周辺地域を洪水から守る役割を担います。



豊平川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
[北海道開発局札幌開発建設部発表 H29.3.7 告示]

④ 施設等の措置・復旧

- a 事故発生後は、被害の拡大・後発事故を防ぐために施設の使用中止・立入禁止等、適切な措置を講じます。また、指定管理者で対応可能なものは、速やかに復旧、修理します。
- b 強風や降雪時に、倒木・枝折れ等があった場合は、直ちに撤去・応急処置を行うほか、必要に応じて立入禁止とします。
- c 大規模な修繕・改修等が必要な場合は、札幌市と協議し、対策を講じます。

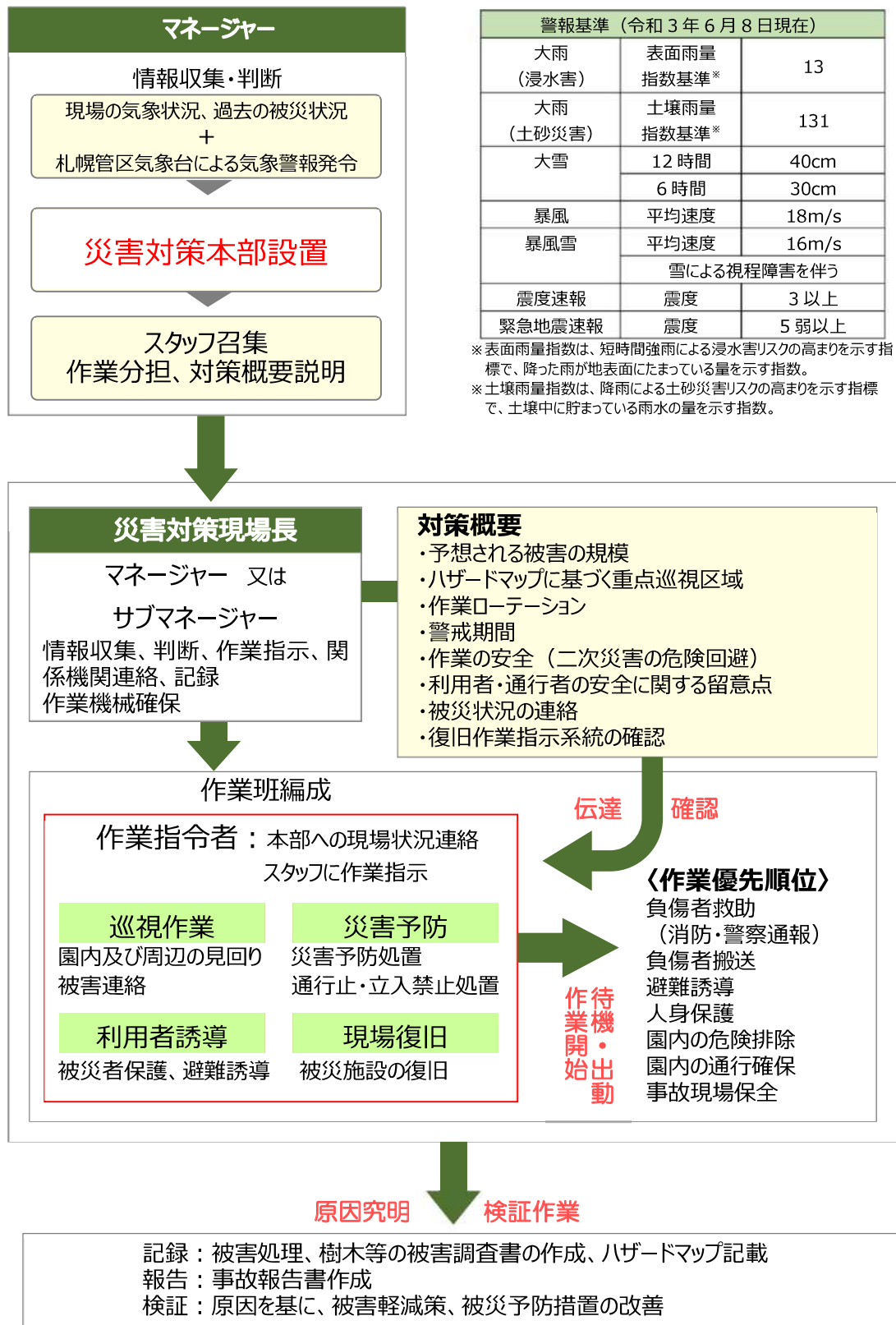
⑤ 被害拡大防止、二次災害の防止

- a 台風・地震・降雪・洪水・落雷などにより被災した場合、その最中の作業は危険を伴い、スタッフの二次災害を招くおそれがあることから、気象状況や災害の収束状況を見極めて復旧措置・対応にあたります。
- b 災害の残存物による被害が生じないよう、必要に応じて立入禁止措置を講じた上で、早期の利用回復を目指します。

⑥ 責任ある対応

公園内で負傷者等が発生した場合は、誠意と責任をもって負傷者への対応にあたるほか、損害賠償が必要な場合には、保険会社とともに迅速かつ誠実に対応します。

災害時対応フロー



(3) -4 消防法への対応

① 防火管理者の選任と消防計画の提出

前項で記述した人員体制の中で、甲種防火管理者資格を有するサブマネージャー以上の者を防火管理者として選任し、消防署へ消防計画書を提出します。

② 消防用設備点検の実施

ガラスのピラミッド、第2駐車場、陸上競技場管理棟は防火対象物であるため、それぞれの施設に設置している消火器・消火栓・消火用ポンプ・煙感知器・熱感知器・放送用設備・非常灯・誘導灯等の消防設備について、専門業者に委託して年2回の点検（機能点検、総合点検）を実施し、その結果を消防署に報告します。

③ 防火対象物点検の実施

消防設備点検同様、防火対象物としての維持、点検、訓練等が的確に実施され、記録・報告されているかを防火対象物点検資格者が年1回確認し、結果を消防署に提出します。

④ 消防訓練の実施

公園スタッフを対象に、年2回（7月、1月）の消防訓練を実施します。訓練は「通報訓練」、「初期消火訓練」、「避難誘導訓練」とし、消防署へ事前の届出を行い確実に実施します。

⑤ 少量危険物貯蔵庫の届出

園内維持管理用の燃料（ガソリン、軽油、灯油）保管のため、少量危険物貯蔵取扱所の届出を消防署に提出し、乙種4類危険物取扱の資格を有する者が安全管理を行います。

4 事業の計画及び実施に関する業務の実施内容

仕様書に示す各事業（取組）の基本的な実施方針、業務の実施手法の概要を示してください。特に、実施手法に関しては目標を実現するための工夫などを積極的にアピールしてください。

(1) 都市公園の利用促進に関する取組と実施計画

4 事業の計画及び実施に関する業務の実施内容

(1) 都市公園の利用促進に関する取組と実施計画

(1)－1 取組の基本的考え方

当公園は、世界的な彫刻家であるイサム・ノグチの作品として、国内のみならず海外からのお客様も訪れます。また、市内を一望できるモエレ山があることや、周囲にモエレ沼があり野鳥・昆虫観察の場であることも当公園の魅力となっています。

当公園のさらなる利用促進には、これらの資源を生かしつつ、「新規利用者の誘致」と「リピーターの確保」の二つがポイントと考えます。また、「滞在時間の延長（居心地の良さ）」も公園の利用度合いを高める要素であることから、利用促進の一環と考えます。

そこで、これらの実現のために、「広報」「市民協働・地域との連携」「イベントの開催」の三つの項目で、次のような取組を展開・推進します。

① 広報

- ・様々な媒体を活用して、タイムリーな情報を広く提供します。
- ・当公園の情報にととまらず、他の公園や観光施設の情報も案内できるようガイド機能を強化します。
- ・文字情報だけでなく、外国の方にも分かりやすい画像による情報発信など、インバウンド対応を意識した広報活動を実施します。

② 市民協働・地域との連携

- ・ボランティアやNPO との協働事業を積極的に行い、市民参加の機会を創出します。
- ・地域の団体や専門家などの協力を得て、質の高い多様な公園利用プログラムを提供することで公園の魅力を高め、誘致ポテンシャルを向上させます。

③ イベントの開催

- ・公園の持つ資源を活用し、話題性の高い各種イベントを開催し、新規利用の呼び込みと休眠利用者の再訪を促します。
- ・将来的なリピーターになっていただくよう、子ども達が参加しやすいイベント内容の強化を図ります。

(1) -2 具体的な取組の実施計画

広報

① インターネットの活用

- ・ホームページでの情報発信

当公園のホームページの年間アクセス数は約 48.9 万件（令和3年度実績値 対前年比約 26%増）で、利用者アンケートでも認知媒体の上位に挙げられ、非常に広報効果が高いツールです。今後も継続的かつこまめに内容を更新して充実を図り、積極的な情報発信を行います。

- ・他施設との相互リンク

これまで培ってきた SNS でのネットワークを生かし、市内美術館や道内美術館等の芸術文化関連施設のほか、メディア、観光協会、公共交通機関等の SNS を積極的に確認し、当公園や札幌の文化情報に関連する内容をリポスト、広報の協力をするなど、フォロワー数の増加を図るとともに、当公園のファンを増やすことに努めます。また、旅行雑誌のウェブサイトや各種観光情報ポータルサイトへの情報掲載の際には、当公園のホームページへのリンクを設定してもらえるよう積極的に取り組みます。

- ・検索サイト活用によるタイムリーな情報発信とインバウンド利用の促進

閲覧者数が多い Google のビジネスプロフィールや Google Map での最新情報の更新頻度をあげ、情報受発信の即時性を向上させます。また、海外からの閲覧者の増加を踏まえ、バイリンガルで情報を発信するように努めるほか、写真をメインとしたツールを活用し、当公園の四季折々の風景や動植物、おすすめスポットなどの画像を発信することで、海外からの観光客の利用促進につなげます。



Google ビジネスのコントロール画面

② 各種媒体への情報発信

新聞、テレビ・ラジオ・フリーペーパー・ウェブサイト等各種メディアへの情報提供を行い、当公園が取り上げられる機会を増やします。

③ 案内・解説による情報発信機能の強化

当公園全体がイサム・ノグチの芸術作品であることや雪冷房システムという雪国独特の環境負荷低減の取組が導入されていることから、国内外からの視察・見学者が非常に多いという特徴があります。これら各種団体からの要望にできる限り応え、公園の歴史や特徴についての解説や案内を行います。

④ 作品の公開とアーカイブ化

当公園では、イサム・ノグチがデザインした照明彫刻「あかり」を約 100 点所蔵しています。和紙でできた繊細な作品は市民の財産として管理し、定期的なメンテナンスを兼ねた展覧会として一般公開します。

また、書籍や雑誌など、年々増加するモエレ沼公園やイサム・ノグチの関連資料については在籍する学芸員の管理のもとアーカイブ化を進めるほか、デザインの貴重な資料である公園の模型についても適切に管理し、ギャラリーに展示します。

市民協働・地域との連携

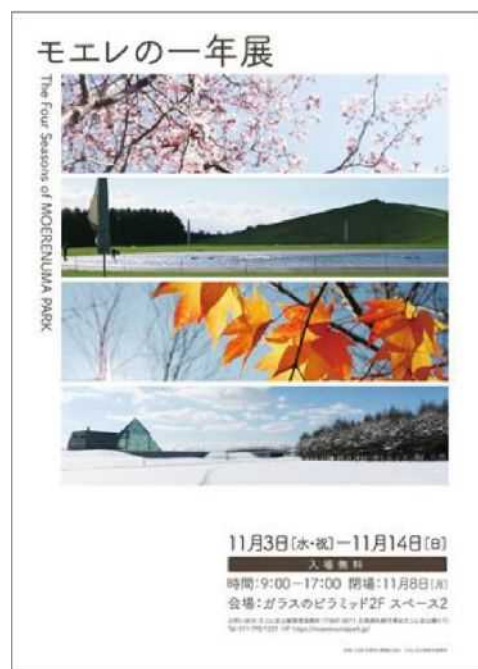
当公園では、地域の NPO 団体や市民ボランティア、当公園で活動する公園ボランティアなどと、様々な市民協働や地域との連携事業に積極的に取り組んでいます。今後も、市民や地域団体の活動の場として継続的に支援を行い、さらなる市民活動の活性化と当公園の魅力向上につなげます。

具体的な取組については、本計画書「2（4）市民との協働、地域等との連携による取組」（P.48）に記載しています。

イベントの開催

① モエレの1年展（4月下旬～5月中旬）

来園者に当公園の活動を広く知っていただき、今後の公園利用や貸室の促進を目的として、四季折々の公園の風景のほか、イベントやスポーツ大会等の様子を紹介する展示会を開催します。



② モエレサクラツアー（5月上旬）

参加者と一緒にサクラの森を散策しながら、樹木管理サポーターの「モイレ HIDAMARI」がサクラの特徴や管理方法、公園の歴史等を分かりやすくガイドします。



③ 自然体験観察会・クラフト等（年6回程度）

自然環境への理解を深め、公園に愛着を持っていただくことを目的として、園内の樹木や四季の見どころを巡る観察会や、サクラの植栽・管理体験会等を開催します。

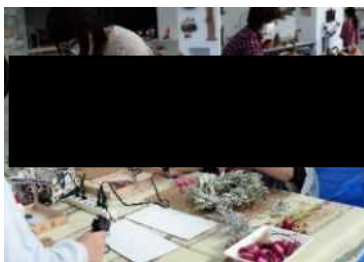
④ スノーキャンドルの灯りをともそう！ in モエレ（1月）

「北国・札幌での冬の災害」を考える場となることを目指して、NPO 法人「公園ねっとわーく」が中心となって 2003 年から開催しているイベントです。毎年、各地の町内会や公園等の施設に参加を呼びかけて開催しており、当公園も「モイレ HIDAMARI」との協働により参加協力します。



⑤ モエレクラフト（11月）

「モイレ HIDAMARI」との協働により、公園内で採取した小枝や木の実などを使ったクラフト制作イベントを行います。



⑥ 子ども公園ガイドマップ

子ども向けの公園鑑賞・体験プログラムとして、親子や友達同士で園内を巡り、公園の風景や施設、生き物に関する魅力やおもしろさを発見できるような子ども公園ガイドマップを企画・作成します。マップを持って散策する中で、基本設計者であるイサム・ノグチのアイデアやその面白さや魅力を考えることで、子どもが自ら気付き、体験し、公園や自然に愛着を感じることができるようなバラエティに富んだ内容とします。

利用促進の指標と目標

利用促進のための取組の指標と目標は、次のとおりです。

利用促進の指標と目標

区 分	指 標	目 標
広 報	ホームページ情報の随時見直しと更新・充実によるアクセス件数増	5年間でアクセス件数を5%増
市民協働・地域連携	ボランティア団体の安定的で充実した活動への支援	各種ボランティア団体による活動の目標回数 年10回以上

イベントの開催	企画内容の充実による参加者満足度の向上	参加者アンケート満足度 85%以上
---------	---------------------	-------------------

(2) マナー啓発に関する業務と実施計画

(2) マナー啓発に関する業務と実施計画

当公園においてマナー啓発が必要な不法行為・迷惑行為としては次の事項を想定し、それぞれに対策を講じます。

- ① 犬をノーリードで放すこと
- ② ごみのポイ捨てや不法投棄
- ③ 火気の使用
- ④ 草花・花木等の盗掘や折り取り
- ⑤ 公園内諸施設への落書き
- ⑥ 野生動物への餌付け
- ⑦ 公園内への飼育生物、外来生物等の遺棄
- ⑧ 自転車やバイク、自動車の放置
- ⑨ 禁止区域への自転車の乗り入れ
- ⑩ 歩行困難者優先駐車場（障がい者駐車場）の不正利用
- ⑪ 公園敷地内への雪の運び込み
- ⑫ ドローン、パラグライダー等の利用の禁止

(2)－1 取組の基本方針

公園利用者や近隣住民に安全・安心・快適な環境を提供する上で、不法行為・迷惑行為の抑制は不可欠です。

そのためには、モラル・マナーの向上に対する意識の啓発が重要であり、口頭や看板等の掲示物により公園利用者に注意を促すなど、マナー啓発のイベントを行うことが基本的な取組になります。

一方、これとは別に、公園自体を常に美しい状態に保つことにより、その美しい状態を利用者等が自らの手で汚さない、荒らさないようにする意識を醸成することも、有効な手段であると考えます。

当協会では、利用者にその意図を理解していただけるよう、当公園の景観・美観の維持に努め、職員の態度・行動や公園施設の状態などの目に見える形で示します。その上で様々な不法行為・迷惑行為への対策を行っていきます。

また、公園利用者との相互コミュニケーションや地域コミュニティとの連携を強化していくことで、当公園への愛着心を高め、長い目で見て不法行為・迷惑行為を減らすことにつなげていきます。

(2)－2 具体的な取組の実施計画

マナー啓発に関する具体的な取組内容は、以下のとおりです。

① 公園利用に関する意識啓発

ホームページや注意看板等で、禁止行為の具体例とその理由を明確に表示し、利用者等への理解を促します。

② 公園の美観及び安全性維持と声かけ

公園内の巡視や清掃を行う際には、ベンチ等の施設の汚れ・破損の有無等を確認するほか、ごみの散乱やトイレの汚れなどにも留意して園内の美観を確保し、マナーやモラル低下の誘発要素があれば迅速に解消します。

また、巡視や管理作業の際には、「あいさつ」や「声かけ」により利用者とのコミュニケーションを図るなど、親しみのある公園管理に努め、公園を見守る「人の目」の確保につなげます。

マナー啓発の取組

日常の巡視で禁止行為・危険行為等を発見した場合は、注意、指導を行います。その後、改善が見られない場合は、看板設置等による啓発を図るとともに、所轄の警察や関係機関と協議し、対策を講じます。

個別の事案に対しては、それぞれ次のとおり取り組みます。

① 犬の飼い主への啓発と働きかけ

他の多くの公園と同様に、当公園でも犬をノーリードで放す状況や、ペット同伴禁止エリアでの犬の散歩が見受けられます。犬が苦手な方や小さなお子様連れにも安心してご来園いただき、すべてのお客様が快適な公園利用をしていただけるよう、看板やホームページ等による周知のほか、園内巡視時の「声かけ」などにより、協力を求める対応を今後も継続します。

② ごみのポイ捨て、不法投棄の防止対策

巡視や管理作業時には、スタッフはゴミ袋を携帯して目についたごみをその場で処理し、ポイ捨てを誘発しない環境づくりに努めます。

また、樹林内へのごみの不法投棄対策として、日常の巡視を強化します。投棄ごみを発見した場合は、速やかに警察に通報します。

③ 火気使用の防止対策

禁止されている火気（バーベキュー、花火等）の使用について、持ち込み等を発見した際には注意し、公園内は火気の使用が禁止であることを説明します。

④ 草花・花木等の盗掘・折り取りの防止対策

草花の持ち去りや花の折り取りを発見した場合は、こうした行為を止めるよう、看板の設置やホームページ等で呼びかけます。また、行為者を確認した際は、公園内で植物採取ができないことを説明します。

⑤ 公園内諸施設への落書き防止対策

公園内施設への落書きがあった場合には、被害拡大を抑えるために早期の修復を行います。悪質な落書きについては、札幌市に報告するとともに、警察に被害届を提出します。

⑥ 野生動物への餌付けへの対応

当公園で餌付け行為が確認された際には、野生生物への悪影響や、残餌やフン等による美観の問題などについて説明し、行為をやめていただくようお願いします。

また、カラスが食べ物を狙ったりする状況が見られる際には、声掛けをして注意を促します。このほか、園内で目撃されるキタキツネやカモ等の鳥類に対しては、感染症の危険性という面からも餌付けをしないよう注意を促します。

⑦ 公園内への飼育生物、外来生物等の遺棄への対応

カメ、ザリガニ、熱帯魚、その他の飼育生物や外来生物を園内に放置・遺棄する行為を当公園で確認した際には、周辺の生態系に対する悪影響について説明し、直ちに止めるよう説得します。また、この趣旨については、ホームページ等により周知に努めます。

⑧ 放置自転車等への対応

駐車場や園内に放置された自転車・バイク・自動車については、移動依頼の札・貼り紙等を付けてから1週間経過後、メーカー、車体番号、防犯登録番号などについて管轄の警察署に照会するとともに、札幌市に報告します。

⑨ スケートボード、インラインスケート対策

スケートボード等の危険な乗り入れが確認された際には、口頭で注意指導します。また、園内には禁止区域の乗り入れや危険な乗り方に対する注意看板を設置し、事故の未然防止に努めます。

⑩ 歩行困難者優先駐車場（第2駐車場）の確保

ゴールデンウィークや夏休み期間などの繁忙期には、歩行困難者優先駐車場（第2駐車場）の一般利用者による利用が増加するため、公園スタッフによる巡視や誘導警備員の配置により、障がい者や歩行困難者の駐車スペース確保に努めます。

当協会では札幌市の許可を得た上で、平成28年に障がい者や歩行困難者専用の駐車スペースを目立つ青色に塗り、一般車両用のスペースと区別することで、適正利用を促す効果が出ています。



第2駐車場内の
障がい者・歩行困難者専用駐車スペース

⑪ 公園敷地内への雪の運び込みの防止対策

冬期間、公園敷地内に無断で運びこまれる雪により、施設の破損や維持管理上の影響のおそれがある場合は、発見時の直接指導や看板等での啓発を行います。